

児童ポルノ等に関する国連特別報告者との面談 (2015年10月20日)

- 主張した点

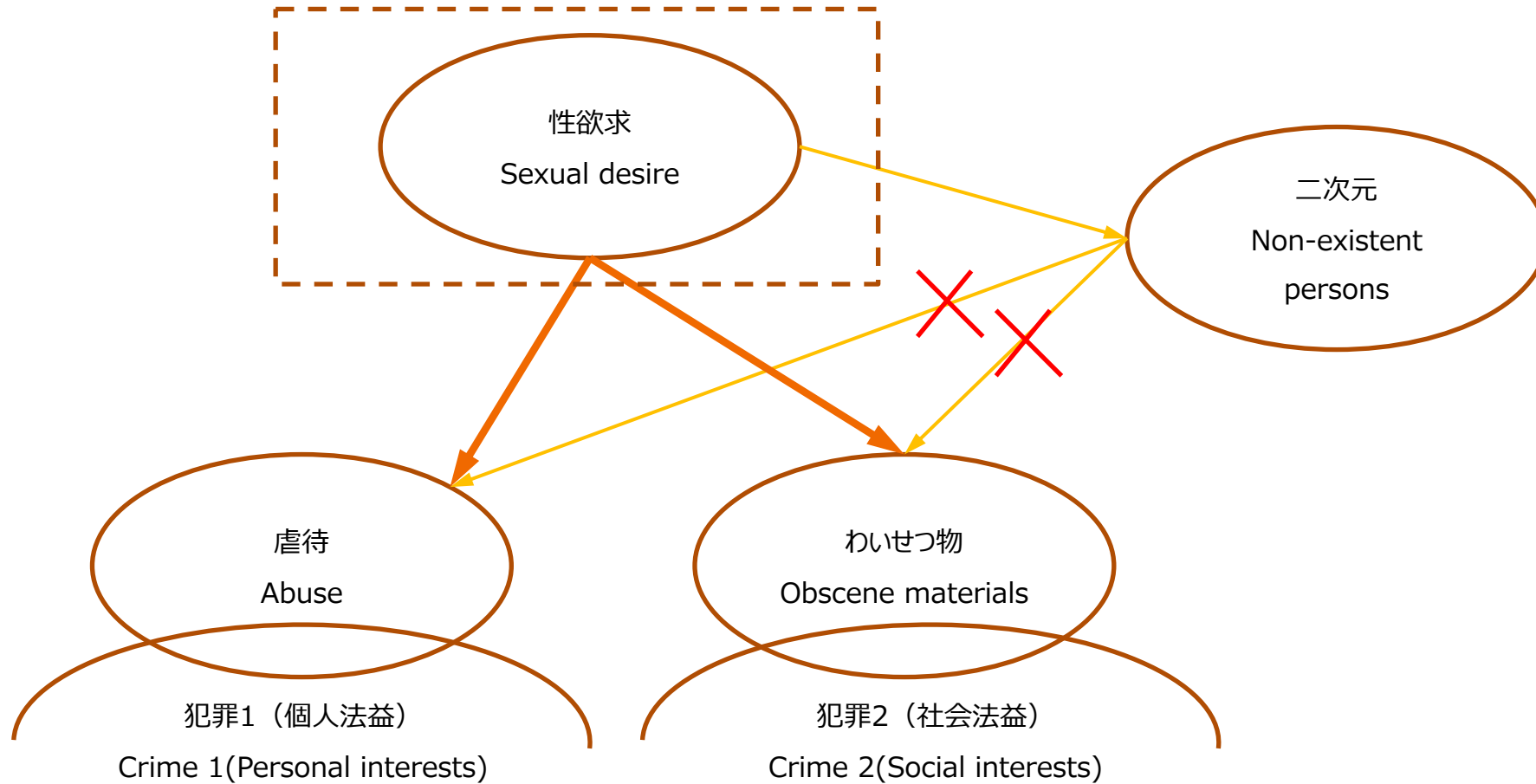
- 児ポ法

- 子どもの権利擁護が重要である
 - 児童ポルノという用語で問題が矮小化されないよう「性虐待記録物」などと名称変更すべき
 - ICPOの「CAM」など。「Child abuse is not pornography」
 - 目的と罰則がごちゃまぜ
 - 入口（目的） Child abuseを無くす
 - 出口（罰則対象） pornographyを罰する
 - 権利が守られない場合がある
 - Abuseをダメにすれば良い

- 二次元

- 被害者はいない
 - 日欧で文化は違う（パンチラと胸だし）
 - 表現の自由
 - マンガ/アニメ/ゲームは規制の対象か
 - なぜか？
 - 実際の犯罪との関連はあるのか？

性欲求と虐待とわいせつ



- ① 性欲求、虐待、わいせつは分ける
- ② 性欲求はコントロールするもの (なくなる)
- ③ 虐待とポルノは犯罪体系が異なる

児童ポルノに該当するもの/しないもの

■ 本法律の児童ポルノに該当しないもの

- ・ 性的虐待が実際に行われているが、顔のみを写した動画
- ・ 精液を顔にかけられた、服を着ている（裸ではない）写真
- ・ 服を着ている状態で動物の性器に無理矢理触れさせられている写真
- ・ 服の上からロープで縛りムチを使って打たれているSM写真（性器等の強調なし）
- ・ 性的虐待中の音声

■ 注意すべきもの

- ・ 3号ポルノに該当するビデオにモザイクをかけたもの

■ 児童ポルノに該当する可能性のあるもの

- ・ コスプレ会場で18才未満のコスプレイヤーを撮ったきわどい写真
- ・ 被写体は特定出来ないが18才未満に見える写真
- ・ facebook等で収集した子どもの水浴び写真（親は純粹に成長記録としてあげている）